

# 宮城県利府高等学校同窓会「鴻志会」 同窓会 総会

日 時 令和4年11月12日(土)午後3時~

会 場 宮城県利府高等学校 2階会議室

# <総会次第>

- 1. 開会
- 2. あいさつ 鴻志会会長 花渕 裕也
- 3. 議長選出
- 4. 議事
  - (1) 令和 3 年度事業報告
  - (2) 令和3年度決算報告並びに監査報告
  - (3) 会則変更について
  - (4) 役員改選
  - (5) 令和 4 年度事業計画案
  - (6) 令和 4 年度予算案
- 5. その他
- 6. 閉会

## 4. 議事

(1) 令和3年度事業報告

( 令和3年9月1日 ~ 令和4年8月31日 )

事業内容	実施日	備考
本部役員会	例年概ね月1回	臨時会含め4回
令和3年度総会	中止	書面決議
同窓生の集い	ГШ	
第36回生同窓会入会式	令和4年2月28日	3名参加
同窓会報第27号発行	令和4年3月1日	
第36回生卒業式参列	令和4年3月1日	参列なし
第39回生入学式参列	令和4年4月8日	参列なし

(2) 令和3年度宮城県利府高等学校鴻志会決算並びに監査報告 ( 令和3年9月1日 ~ 令和4年8月31日 )

※【別紙1】参照

- (3) 会則変更について
- (4) 役員改選
- (5) 令和4年度事業計画(案)

( 令和4年9月1日 ~ 令和5年9月30日 )

	事業内容	実施日	備考
	本部役員会	月1回	
	令和4年度総会	令和4年11月12日	中止
	同窓生の集い	77144411月12日	書面決議
	第37回生同窓会入会式	令和5年2月28日	
	同窓会報第28号発行	令和5年3月1日	
	第37回生卒業式参列	令和5年3月1日	
	第40回生入学式参列	令和5年4月	
*	創立40周年記念式典	令和5年10月19日	仙台サンプラザ
	HP作成 管理	随時	

- ※ 令和5年度事業(事前準備あるため掲載)
- (6) 令和4年度宮城県利府高等学校鴻志会予算<del>(案)</del> ( 令和4年9月1日 ~ 令和5年9月30日 )
  - ※【別紙2】参照

# 令和3年度 宮城県利府高等学校 鴻志会決算書

自令和 3年 9月 1日 至令和 4年 8月31日

収入総額	2, 163, 346	/
支出総額	1, 325, 595	
残 額	837, 751	次年度へ繰越

#### 1 収入の部

(単位:円)

ा	項 目		予算額	決 算 額	増 減			備考	
々			了异似	<b>次</b> 异 俄	増	減	, i	佣 15	
会		費	804,000	798,000	9	6,000	@3,000円×266名		
入	会	金	536,000	532,000	w'	4,000	@2,000円×266名		
繰	越	金	833,346	833,346	-		前年度繰越金		100
雑	収	入	54	0	X	54			
合		計	2,173,400	2,163,346	* *	10,054			

#### 2 支出の部

#1 F	<b>圣</b> 笛 哲	油管菇	増減				
科目	予算額	決算額	増	減	備考		
会議費	210,000	4,884		205,116	役員会議会場使用料等		
需 用 費	250,000	136,560		113,440	新聞広告料、鴻志会報印刷代、卒業アルバム代等		
通信費	500,000	408,521		91,479	ホームページ制作費用等		
記念品費	200,000	130,630		69,370	卒業証書フォルダー代		
名簿管理費	100,000	55,000		45,000	会員データ業務委託管理経費		
記念事業準備金	500,000	500,000		8			
部活動支援事業費	300,000	90,000		210,000	全国大会出場激励金		
予 備 費	113,400	0		113,400			
合 計	2,173,400	1,325,595		847,805			

〇記念事業準備金現在高

7,219,493 円

# 監查報告

通帳及び関係書類を監査したところ、いずれも適正に処理されていることを報告します。

知 4年 //月 4日 監事 龍澤紫樹

監 事

#### 改正前

#### 【宮城県利府高等学校鴻志会会則】

#### 第1条 (名称)

宮城県利府高等学校同窓会を鴻志会と称し、事務 局を同校内に置く。

#### 第2条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図るとともに、母校の発 展に寄与することを目的とする。

#### 第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1.会員への会報の発行に関する事項。
- 2.母校の発展援助に関する事項。
- 3.その他、本会の目的達成に関する事項。

## 第4条 (会員)

本会員は次のとおりとする。

- 1.正会員 宮城県利府高等学校卒業者。
- 2.特別会員 現・旧職員及び役員会で認めた者。

#### 第5条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- 1.会長 1名 2.副会長 若干名
- 3.幹事 若干名 4.監事 2名

#### 第6条 (参与・顧問)

本会に参与及び顧問を置くことができる。参与及 び顧問は、会長が、これを委嘱し会長の諮問に応 じる。参与には現校長を推載する。

#### 第7条 (役員の選出)

会長は、総会に諮り正会員の中より選出する。副 会長、幹事又は監事は正会員の中より会長がこれ を委嘱する。

#### 改正後

#### 【宮城県利府高等学校鴻志会会則】

#### 第1条 (名称)

宮城県利府高等学校同窓会を鴻志会と称し、事務局 を同校内に置く。

#### 第2条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

#### 第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1.会員への会報の発行に関する事項。
- 2.母校の発展援助に関する事項。
- 3.その他、本会の目的達成に関する事項。

#### 第4条 (会員)

本会員は次のとおりとする。

- 1.正会員 宮城県利府高等学校卒業者。
- 2.特別会員 現・旧職員及び役員会で認めた者。

#### 第5条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- 1. 会長 1 名 2. 副会長 若干名
- 3. 幹事 若干名 4. 監事 2名

#### 第6条 (参与·顧問)

本会に参与及び顧問を置くことができる。参与及び顧問は、会長が、これを委嘱し会長の諮問に応じる。参与には現校長を推載する。

#### 第7条 (役員の選出)

会長は、総会に諮り正会員の中より選出する。副会長、 幹事又は監事は正会員の中より会長がこれを委嘱す る。

## 第8条 (役員の任期)

役員の任期を原則2年とする。ただし再任を妨げない。

#### 第9条 (役員の任務)

役員の任務は次のとおりとする。

- 1.会長は会務を統括し、本会を代表する。
- 2.副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3.幹事は本会の書記・会計・その他の会務を掌る。
- 4.監事は会長立ち合いのもと、会計事務を監査する。

## 第10条 (総会・役員会)

- 1.本会は毎年1回定例総会を開き、諸般の事項及 び報告を審議・決定する。また、役員会が必要と認 められるときは臨時に総会を開くことができる。 2.総会の議長は正会員より選出する。
- 3.役員会は会長が必要に応じて招集し、会務の執行に関する事項を審議する。ただし、会長事故ある時は副会長が会長代理として役員会を招集し、 会務の執行にする事項を審議することができる。

#### 第11条 (議事の成立)

総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長にこれを決する。また、社会情勢等により総会の開催が困難な場合は本部役員の決議によりこれを決する事ができる。

#### 第 12 条 (経費)

本会の経費は終身会費、入会金、その他をもってこれにあて、総会の決議により支出する。

#### 第13条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年9月1日に始まり、翌年8 月31日に終わる。

#### 第8条 (役員の任期)

役員の任期を原則2年とする。ただし再任を妨げない。

#### 第9条 (役員の任務)

役員の任務は次のとおりとする。

- 1.会長は会務を統括し、本会を代表する。
- 2.副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3.幹事は本会の書記・会計・その他の会務を掌る。
- 4.監事は会長立ち合いのもと、会計事務を監査する。

#### 第10条(総会·役員会)

- 1.本会は毎年1回定例総会を開き、諸般の事項及び報告を審議・決定する。また、役員会が必要と認められるときは臨時に総会を開くことができる。
- 2.総会の議長は正会員より選出する。
- 3.役員会は会長が必要に応じて招集し、会務の執行に 関する事項を審議する。ただし、会長事故ある時は副 会長が会長代理として役員会を招集し、会務の執行に する事項を審議することができる。

#### 第11条(議事の成立)

総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長にこれを決する。また、社会情勢等により総会の開催が困難な場合は本部役員の決議によりこれを決する事ができる。

#### 第12条(経費)

本会の経費は終身会費、入会金、その他をもってこれにあて、総会の決議により支出する。

#### 第13条(事業年度)

本会の事業年度は毎年 10 月1日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

## 第14条 (会計処理)

本会の会計処理は「宮城県学校徴収金会計事務」に準じて行う。

#### 第15条 (会則の変更)

本会は、総会の決議により変更することができる。

#### 【附則】

会務執行上の細則は、内規として別に定める。

- ・会員の多数存在する地域、又は団体に支部を設けることができる。
- ・会員が転居、改姓、その他異動があるときは、速 やかに事務局に報告するものとする。
- ・本会則は、昭和62年3月6日より施行する。
- ・本会則は、平成4年8月16日より施行する。
- ・本会則は、平成8年8月24日より施行する。
- ・本会則は、平成10年4月1日より施行する。
- ·本会則は、平成 13 年 11 月 17 日より施行する。
- ・本会則は、平成16年10月2日より施行する。
- ・本会則は、平成 22 年 11 月 13 日より施行する。
- ·本会則は、平成 24 年 11 月 17 日より施行する。
- ・本会則は、平成 26 年 11 月 15 日に承認し、平成 26 年 3 月 16 日から施行する。
- ・本会則は、令和2年10月10日より施行する。

#### 第14条(会計処理)

本会の会計処理は「宮城県学校徴収金会計事務」に準じて行う。

#### 第15条(会則の変更)

本会は、総会の決議により変更することができる。

#### 【附則】

- ・会務執行上の細則は、内規として別に定める。
- ・会員の多数存在する地域、又は団体に支部を設けることができる。
- ・会員が転居、改姓、その他異動があるときは、速やか に事務局に報告するものとする。
- ・本会則は、昭和62年3月6日より施行する。
- ・本会則は、平成4年8月16日より施行する。
- ・本会則は、平成8年8月24日より施行する。
- ・本会則は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。
- ·本会則は、平成 13 年 11 月 17 日より施行する。
- ·本会則は、平成 16 年 10 月 2 日より施行する。
- ・本会則は、平成22年11月13日より施行する。
- ·本会則は、平成 24 年 11 月 17 日より施行する。
- ·本会則は、平成 26 年 11 月 15 日に承認し、平成 26 年 3 月 16 日から施行する。
- ・本会則は、令和2年10月10日より施行する。
- ·本会則は、令和 4 年 11 月 12 日より施行する。

#### 改正前

#### 【宮城県利府高等学校鴻志会内規】

- 1.慶弔内規
- (1)慶祝 考慮しない
- (2)弔問 考慮しない
- (3)その他 母校を卒業した入会者に対し記念品を贈る。
- 2.鴻志会経費
- (1)対象者 正会員
- (2)徴収方法

正会員 終身会費:3,000 円(卒業時) 入会金:2,000 円(卒業時)

# 3.総会費用の補助

出席正会員又は特別会員に対し、総会費用の補助を行う。

#### 4.部活動支援事業費

全国大会へ出場する団体・個人に限り、激励金を 役員会協議のうえ支出する。

ただし、一団体につき 3 万円、個人については 1 万円を上限とする。

#### 【附則】

- ・本会の内規は昭和62年3月6日から施行する。
- ·(一部改正) 平成 9年 10月 6日
- · (一部改正) 平成 13 年 11 月 17 日
- ·(一部改正) 平成 16 年 10 月 2 日
- · (一部改正) 平成 17 年 10 月 1 日に承認し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- ·(一部改正) 平成 18 年 10 月 7日
- ·(一部改正) 平成 22 年 11 月 13 日
- ·(一部改正) 平成 24 年 11 月 17 日
- ·(一部改正) 平成 27 年 11 月 14 日
- ·(一部改正) 平成 30 年 7 月 14 日

#### 改正後

#### 【宮城県利府高等学校鴻志会内規】

- 1.慶弔内規
- (1)慶祝 考慮しない
- (2) 弔問 考慮しない
- (3)その他 ①母校を卒業した入会者に対し記念品を贈る。

②傑出した功績を残した在校生、正会員に対し記念品を贈る。

#### 2.鴻志会経費

(1)対象者 正会員

(2)徴収方法

正会員 終身会費:3,000 円(卒業時) 入会金:2,000 円(卒業時)

#### 3.総会費用の補助

出席正会員又は特別会員に対し、総会費用の補助を 行う。

#### 4.部活動支援事業費

全国大会へ出場する団体・個人に限り、激励金を役員 会協議のうえ支出する。

ただし、一団体につき 3 万円、個人については 1 万円 を上限とする。

#### 【附則】

- ・本会の内規は昭和62年3月6日から施行する。
- ·(一部改正)平成 9年10月6日
- ·(一部改正)平成 13 年 11 月 17 日
- ·(一部改正)平成 16 年 10 月 2 日
- ・(一部改正)平成 17 年 10 月 1 日に承認し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- ·(一部改正)平成 18 年 10 月 7 日
- ·(一部改正)平成 22 年 11 月 13 日
- ·(一部改正)平成 24 年 11 月 17 日
- ·(一部改正)平成 27 年 11 月 14 日
- ·(一部改正)平成30年7月14日
- ·(一部改正)令和4年11月12日

# 本部役員<del>(案)</del>

役職	4	占前	回生	任務
参与	鈴木	秀利	現校長	
顧問	鹿野	憲明	1	
	鈴木	浩	1	
	菅原	宏和	2	
会長	青山	喜礼	5	0
副会長	石川	歩	6	広報
	引地	和久	8	○総務
	花渕	裕也	12	○統括
幹事	瀧澤	繁樹	4	$\bigcirc$
	菅田	潤	7	
	阿部	友希子	8	会計
	中沢	祐介	10	※広報
	高橋	剛	11	
	熊谷	恵江	12	
	森!	3	14	
	八巻	尚士	19	
	白旗	成	21	*
	山口	隼世	28	
	三村	理紗	29	
	大平	慎太朗	29	*
	喜早	太一	31	*
	佐藤	伶香	32	*
監事	千葉	繁紀	3	$\bigcirc$
	鈴木	真宏	6	$\bigcirc$

# 各回生 生徒会長

回生	回生代表名	回生	回生代表名
1	鹿野 憲明	21	文谷 剛史
2	豊田 幸二	22	下田 翔平
3	斎藤 浩明	23	文屋 恵
4	木皿 博壮	24	千葉 啓介
5	本郷 義幸	25	江口 安奈
6	相沢淳	26	佐野 麻里奈
7	千葉 和也	27	江口 葵
8	佐藤 玲子	28	佐藤 稔市
9	田中 隆輔	29	大平 慎太朗
10	高橋 将	30	阿部 拓海
11	高橋 剛	31	江刺 礼直
12	矢作 奈津子	32	佐藤 鈴菜
13	渡部 千鶴	33	米内山 博菜
14	小林 大祐	34	澁谷 夏季
15	堀籠 麻子	35	有川 瑠人
16	會澤 なつき	36	土井 颯真
17	田中 大樹	37	
18	三浦 由里子	38	
19	曽野部 綱紀	39	
20	鈴木 亮	40	

※ 新任

〇 異動

# 令和4年度 宮城県利府高等学校 鴻志会予算 (案)

自 令和4年9月1日

至 令和5年8月31日

1.収入の部 (単位:円)

項目	予算額	前年度予算額		減	備考
<b>人</b>	了异识		増	減	WH与
会費	774,000	804,000		30,000	@3,000円×258人
入会金	516,000	536,000		20,000	@2,000円×258人
繰越金	837,751	833,346	4,405		前年度繰越金
雑収入	0	54		54	雑収入
合計	2,127,751	2,173,400		45,649	

# 2.支出の部

科目	予算額	前年度予算額	増	減	備考
141	了异识	<b>削牛皮」,弃</b> 缺	増	減	畑ち
会議費	210,000	210,000			役員会会場使用料等
需用費	250,000	250,000			鴻志会報印刷、 卒業アルバム代等
通信費	300,000	500,000		200,000	サーバー・ドメイン費等
記念品費	200,000	200,000			卒業証書ホルダー代他
名簿管理費	100,000	100,000			会員データ管理経費
記念事業準備金	500,000	500,000			記念事業準備金 (定期預金積立)
部活動支援事業費	300,000	300,000			全国大会出場激励金
予備費	267,751	91,800	175,951		
合計	2,127,751	2,151,800		24,049	